

## 第 24 回土石採取対策審議会議事録

- 1 日 時 平成 22 年 5 月 20 日(木)  
午後 1 時 15 分から午後 3 時 3 分まで
- 2 場 所 三井ガーデンホテル千葉 4 階 天平  
千葉市中央区中央 1-11-1
- 3 出席者  
出席委員 渡邊 勉委員 山田 利博委員 伊藤 慎委員  
杉田 文委員 川名 寛章委員 吉本 充委員  
信田 光保委員 江野澤 吉克委員 竹内 圭司委員  
三枝 巖委員 佐々木 敏委員 大野 俊幸委員  
豊川 忠幸委員 粕谷 清委員 永妻 能成委員  
(委員 15 名 全員出席)

事務局 山田保安課長 刈込資源対策室長 杉山主幹 川島副課長

- 4 会議に付した件名  
富津市鬼泪山国有林 104 林班他の山砂採取について
- 5 審議の概要
  - (1) 出席委員は、委員 15 名全員で、千葉県行政組織条例第 32 条第 2 項の規定により、定足数を満たしている旨報告された。
  - (2) 富津市鬼泪山国有林 104 林班他の山砂採取について  
千葉県行政組織条例第 32 条第 1 項の規定により、渡邊会長が議長となり議事が進められた。  
最初に、平成 22 年 2 月 9 日(火)に実施した前回の審議内容の確認が行われた。  
続いて、森林の持つ機能、湧水・地下水を含めた水源への影響、採取に伴う汚濁水・排水の影響とダンプカーの影響、環境アセスメント、砂利資源の需要等についての審議が行われた。  
その後、これまでの 4 回の審議会で委員から出された意見を会長がとりまとめ、知事へ報告することとされ、閉会した。

## 議 事 録

### 1 開 会

(司 会) ただいまから、千葉県土石採取対策審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、千葉県商工労働部保安課の川島と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

はじめに、お手元の配布資料を確認させていただきます。まず、『会議次第』、『委員名簿』、そして『座席表』でございます。次に、資料1として『千葉県行政組織条例(抜粋)』、資料2として『千葉県土石採取対策審議会運営要領』、資料3として『国有林104・105林班開発事業計画概要書』、資料4として『鬼泪山国有林の山砂採取に反対する3市民団体からの見解』、資料5として『第23回千葉県土石採取対策審議会議事録』、資料6として『環境影響評価のフロー図』、資料7として『千葉県の砂利採取について』でございます。

資料に不備がございましたら、お知らせいただきたいと存じます。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

次に、この4月の県の人事異動によりまして委員に異動がございましたので御紹介申し上げます。御紹介は、お名前のみとさせていただきます。

永妻能成委員でございます。以上でございます。

次に、事務局にも異動がございましたので、紹介いたします。

山田保安課長でございます。

刈込保安課資源対策室長でございます。

(司 会) ただいまの審議会の出席者は、委員総数15名のところ、全員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により本会議が成立していることを御報告いたします。

次に議長の選任でございます。千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとされておりますので、渡邊会長に議事進行をお願いしたいと存じます。それでは、渡邊会長よろしくお願いいたします。

### 2 議 事

(渡邊会長) ただいま御紹介いただきました、千葉県土石採取対策審議会会長を仰せつかっております渡邊でございます。本日は雨模様の天候、足下の悪いところ、皆

様には、たいへんお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

今年の2月の審議会では、委員の皆様方には、鬼泪山国有林104・105林班からの山砂採取について、山砂採取に伴う地下水への影響、森林の持つ機能、環境アセスメント、公共事業等のいろいろな視点から活発な御意見をいただき、ありがとうございました。

また、本日も、前回と同様、多くの方々が傍聴にいらっしゃっております。加えて、報道機関の方を始め、関係者もお見えになっており、このことから、この案件について、県民の皆様が非常に大きな関心をお持ちであることがうかがえる次第でございます。

本日の審議会では、引き続き鬼泪山国有林104・105林班からの山砂採取についての審議を行います。前回の審議会と同様、委員の皆様方にはいろいろな視点から活発な御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(司 会) 報道機関の皆様申し上げます。先にお知らせいたしました。これ以降の撮影はご遠慮くださるようお願いいたします。

(渡邊会長) それでは、議事録署名人の指名をさせていただきます。議事録署名人を、川名委員と三枝委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(渡邊会長) それではこれより議題に入ります。富津市鬼泪山国有林104林班他の山砂採取についてを議題といたします。

本日の議事の流れでございますが、今までの委員の皆様方からいただきました御意見を総括する形で進めたいと思っております。最初に前回の審議内容の確認を行った上で、各論に入りまして、森林の持つ機能、湧水・地下水を含めた水源への影響、採取に伴う汚濁水・排水の影響とダンプカーの影響、環境アセスメント、砂利資源の需要についてといった順で行いたいと考えております。

洗浄プラントからの排水やダンプカーの粉じん、気象への影響についてなどの前回審議できなかった事項や、前回審議会においての意見や要望事項については、各テーマのところで議論をしてみたいと思っております。よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。最初に前回の審議内容の復習をいたします。資料5に前回の議事録がございますが、そのなかで昨年11月の現地視察した際の感想といたしまして、まず、森林の復元状況については、県の基準よりも厳しい仕様で緑化をしているので、きちんと復元されているのではとの感想や、国有林採取跡地の緑化は私有地に比べて手間をかけているが、立派な森林にな

るには、まだ不安、緑化技術の確立を図る必要があるとの意見もございました。

水源の状況につきましては、予想よりはるかに水量が多く、豊かな水源があるという感想もあれば、砂利採取の影響はないのではないかという御意見、水源の表流水と地下水の関係は、砂山の中でどのような関係があるのか、よくわからないといった感想がございました。

次に、事業者から提出されました事業開発計画書、市民グループから提出された意見書、過去の地下水に係る調査報告書の説明に対する意見といたしまして、まず、地下水、湧水関連の地下水の増減については、地下水は常に流れており、山砂を採ったこと以外にも気象条件なども大きく地下水位に影響を与える。また、水には必ず収支が伴い絶対に涸れないということはない。平成元年の環境アセスメントの影響範囲の取り方は狭いのではないかということについては、当時としては仕方ないと思うが、この地域は非常に均質な砂のため3次元的に縦方向に水が流れる可能性があるので、調査をする場合にはシミュレーションは3次元で行うのがよいのではないか、という御意見もございました。

それから、森林の持つさまざまな機能といたしまして、水源涵養機能やCO<sub>2</sub>固定貯蔵機能、それから保健文化機能があることが説明されました。砂地に表土を埋めて木を植えますが、砂地のために保水力が低く乾燥しやすく木が枯れやすくなるため、森林の土壌を維持していくことが重要であることも述べられました。土砂採取後の森林回復には努力が必要であり、50年後の植林による森林機能の回復予測は困難であること、などが意見として出されました。

その他、公共事業の考え方、環境や地場産業の位置づけ、貴重な動植物は存在するのかなどの御意見もございました。以上が前回審議会での、非常に大まかな概要でございます。よろしいでしょうか。

それでは、前回の会議内容の確認はここまでにして、今日の議題に入りたいと思います。前回の御要望に対する報告と前回審議できなかった事項については、各テーマのところで、審議したいと思います。

それでは、前回と重複する部分がございますが、森林の持つ機能から審議してまいります。前回言い足りなかったこともあると思いますので、よろしくお願いたします。

最初に、前回審議会での信田委員から、計画予定地は資源の循環利用林に指定されているが、指定されるに至った経緯はどうか、という御質問があったかと思いますが、これでよろしいでしょうか。

(信田委員) はい。

(渡邊会長) それでは、この件に関しまして、事務局から回答をお願いします。

(事務局) 前回と重複するところがありますが、回答させていただきます。国においては国有林を3つの機能に区分してそれぞれ管理しています。(1) 水土保持林、(2) 森林と人との共生林、(3) 資源の循環利用林の3つの機能に区分して取り扱っています。今回の計画予定地である国有林104・105林班ですが、その森林内容から資源の循環利用林として、木材等の森林で生産される産物の持続的な生産、農業・鉱業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林として位置付けられています。これは、林野庁の千葉森林管理事務所の担当者からお聞きしたものです。

(渡邊会長) はい、ありがとうございました。信田委員、よろしいでしょうか。

(信田委員) はい。今、御回答をいただきましたけれども、計画予定地は資源の循環利用林ということですので、簡単に言うと、砂利採取は可能であると理解してよろしいのでしょうか。確認でございます。

(事務局) はい、よろしいです。

(渡邊会長) 他に、この森林の持つ機能について、御意見や御質問等はいかがでしょうか。

(江野澤委員) はい。前回、法面が森林として再生していないのではないかというお話ですが、法面にはやはり法面に強い樹木と言いますか、風雨にさらされても根に影響のない樹木を植えるのが原則だと、私は思います。この間、視察した法面については、法面にあった適切な樹木を選んで植えている、だから、平地のように大きな森林には、再生しないのではないか、こんな感じを受けました。私の想像では、平らなところに植えたときのような大きな森にはならないのではと思っています。

(渡邊会長) 法面というお話がありました、山田委員にお伺いします。樹木が育つような法面の勾配は、ある程度、樹木の種類によって変わってくるのでしょうか。

(山田委員) 大きな樹木に育つか育たないかは、法面の勾配というよりも、土地、土壌の方の影響が大きいかと思えます。例えば、法面の勾配が45度あっても、土壌さえしっかりしていればそれなりに大木は育ちます。法面でなくても、平地でも土壌がないと育ちません。やはり、今回の計画のようなところでは、法面、それから法面以外の平地になる部分、砂を採って平地になる部分の緑化という

のも必要になるかと思えます。先程、話にありました立派な森林というのはなかなか難しいことかもしれません。しかし、外から見て緑に覆われているという状態にもっていくのは、それほど困難なことではないと私は思っております。

(渡邊会長) はい、ありがとうございました。それでは、森林の持つ機能に関連いたしまして、信田委員からもう1つの御質問がございました。計画予定地の104・105林班内に貴重な動植物は存在するかどうかという、その内容でよろしいでしょうか。

(信田委員) はい。

(渡邊会長) それについては、事務局から回答をお願いしますでしょうか。

(事務局) 平成元年頃の東京湾横断道路建設時の環境影響評価調査では、絶滅危惧種などの貴重な動植物は確認されなかった、このように報告されております。また、その調査の後、現在にいたるまで、調査は行われていないと聞いております。

(渡邊会長) よろしいでしょうか。

(信田委員) はい、分かりました。

(渡邊会長) それでは、森林の持つ機能に関して、委員からの御質問等はございますか。はい、伊藤委員をお願いします。

(伊藤委員) 今日いただきました資料3の6ページに提案されている図面がありますが、その中にある分収林とは具体的にはどのようなものか教えていただきたいと思えます。

(渡邊会長) 分収林という言葉がよくわからないという御質問がございました。それにつきましては、山田委員からお願いします。

(山田委員) 分収林ですが、一般的には土地の所有者、その土地の所有者とは別の人がそこに一定期間、契約のもとに木を植えて育成をして、最終的に伐採して、そこで得られた収入を、土地の所有者と育成した人との間で分ける、収入を分けるということで分収林ということになります。

その分け方ですが、土地所有者が例えば2~3割、森林を育成した者が7~8

割というように分けることとなります。国有林の場合の所有者は国ということになります。

(渡邊会長) はい、ありがとうございました。他に御質問等がございますか。

(渡邊会長) はい。それでは、まだいろいろ審議する事項がありますので、先の項目に進めたいと思います。次の項目は、これも前回いろいろと議論されましたが、地下水、湧水などの水源について、もう少し議論したいと思います。

前は、これまで周辺地域で実施された幾つかの調査をもとにそれぞれ専門のお立場からの御意見をいただきましたが、時間不足のところもあったかと思えます。今一度、委員の皆様の御意見をいただきたいと思えます。

初めに、前回、資料4の意見書に書かれている水源調査のもととなった文献について、信田委員から御要望がありましたので、これについて、信田委員からもう一度御発言お願いいたします。

(信田委員) はい。議事録にもありますが、あらためまして資料4の9ページに大佐和町の水源調査のデータが掲げられており、湧水について半分以上減っています。これについて、正式に県に資料があるのか確認させていただきたいと思えます。

(渡邊会長) はい、事務局。

(事務局) 結論から申し上げますと、印刷された論文は確認できませんでした。実際、お手元の資料4の9ページの下段に昭和44年大佐和町水源調査、浅野工業株式会社、千葉大学前田教授、他と書かれ、さらに下に富津市の茂木氏提供と書かれてあります。

この茂木さんは、富津市佐貫にお住まいで、若い頃から大学の先生などが行う、地質調査や水源調査に協力してきた方でして、当時、データを調査会社か前田教授からいただいたということでした。

また、富津市役所、前田教授が千葉大学の理学部の地質の専門の先生ということで千葉大学にも照会して、文献を探しましたがけれども、40年以上前のことで分からないという回答をいただいております。

(渡邊会長) はい、ありがとうございました。信田委員、いかがでしょうか。

(信田委員) はい。正式、公式にはこういったデータは県では持ってないということで確認させていただきましたので、これで結構であります。

(渡邊会長) 他に、地下水、湧水等の水源について、委員の方々から御質問、御意見等がございますか。はい、伊藤委員。

(伊藤委員) 資料4の3ページ目に、かつて浅間山を採取してしまい、そのため、雨量とか、風の状況が変わったのではないかというご指摘がありますが、具体的に何か資料などを県でお持ちなのでしょうか。お持ちでしたら教えてください。

(渡邊会長) はい、事務局。

(事務局) はい。資料4の3ページの降水量について、降水量が減少しているか、また、何か資料を持っているのかという御質問についてお答えさせていただきます。気象庁、県の関係機関、富津市等の関係機関に問い合わせました。浅間山の近辺における降水量のデータは、平成5年或いは平成8年以降のデータはありますが、砂利採取をしていた40年前の降水量のデータはありません。

したがって、現在の降水量と昔の降水量を比較することはできないということです。

(渡邊会長) はい、よろしいでしょうか。この件については、資料3の開発事業計画概要書と資料4の意見書にあります。水源への影響に関連することで、他に委員の方から御質問、御意見等がございますか。はい、杉田委員お願いします。

(杉田委員) 今、降水量のデータはないとお話がありましたが、地下水の利用に関して、揚水量などの利用に関するデータはあるのでしょうか。

(事務局) 確認しておりません。

(渡邊会長) 他に何か御意見、御質問はございますか。私から確認させていただきたいことがあります。意見書の3ページに、風を遮る山がなくなったために突風が吹き、とありますけれども、これは前回は委員の方から話がありましたが、最近、JR内房線の佐貫町駅と上総湊駅の間で列車運行停止が頻発しているということでした。事務局は何かそのことについて把握していますか。

(事務局) 前回、吉本委員からも同種の御発言をいただきました。JR東日本に問い合わせ確認させていただきました。平成17年12月にJRの羽越本線で列車事故があり、JRは列車の運行規制を見直し、平成20年11月に内房線の佐貫町駅



と上総湊駅間が規制対象地域となり、その間に風速計を設置して規制を行うようになったということです。したがって、風速計設置以前と比較して突風が増えたかどうかについては、データがないので比較できないということでありま  
す。

(渡邊会長) はい、その他に何かございますか。 はい、吉本委員。

(吉本委員) 今の点、確認をさせてください。資料4の見解2では、浅間山をとってしまったことにより、突風が吹き、JRが止まる本数が増えているという書き方をされていますが、JR等に確認をしていただいたら、羽越本線の例の鉄橋、列車転覆事故をもとに新たな基準を設けて、その数値を超えるとすぐ列車を止めるようにしたということで、その因果関係については明らかなものではないということ  
で良い訳ですね。

(事務局) はい、そのとおりです。

(渡邊会長) はい、よろしいでしょうか。それでは、まだ審議する事項が後に控えておりますので、次の項目に進めたいと思います。次の項目は、採取に伴う汚濁水、排水、それとダンプカーの問題であります。

前回、江野澤委員から御発言がありましたが、時間の関係で十分、議論が行われなかった事項であります。資料4の意見書12ページに山砂を洗う際の排水のことが書かれており、この辺のことではないかと思われま  
す。江野澤委員、もう一度御発言をお願いします。

(江野澤委員) はい。採取して砂を洗う工程について、洗った水が場内から出て、海を汚して、漁師が困っているという風評があります。そういうことで、私達は視察してまいりましたが、洗った水は場内ですべて処理をし、また、その水も再利用する、溜まった汚泥はまた山に帰して表土としても使っていることか  
ら、そうした指摘は間違いではないかなと、こう思いまして質問させていただきます。

(渡邊会長) はい、ありがとうございました。ただいまの江野澤委員の御発言に対して、御意見、御質問いただきしたいと思います。 はい、事務局。

(事務局) 事務局から回答させていただきます。洗浄プラントからの排水についてですが、砂利採取法を所管する県といたしましては、砂利を洗浄した後の汚濁水は、

汚濁水処理装置を設置するなど、未処理のまま採取場の外へ排出させないように指導しております。また、今、江野澤委員がおっしゃった泥土につきましても、採取場から流出させないように、土堰堤の設置など適切な措置を講ずることとされています。したがって、場外に土砂が流出することはないものと考えております。

(渡邊会長) はい。いかがでしょうか、江野澤委員。

(江野澤委員) はい。分かりました。汚濁水が流れるようなことがあれば、砂利採取の認可そのものが下りないのではないかと。このように思っていますので、一応確認をいたしました。

(渡邊会長) それでは、この件に関しまして、粕谷委員は何か御意見はお持ちでしょうか。

(粕谷委員) 私は内水面漁業を営んでおり海ではなく河川になりますが、私が生活している地区はやはり土砂の採取が盛んなところではありますが、現時点においては、そういう被害というものについては承っておりません。

(渡邊会長) そうですか。はい、ありがとうございます。その他に、河川を含め、海域の汚濁について、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。  
事務局は、何か補足することはありますか。

(事務局) 特にありません。

(渡邊会長) はい。次に、配付資料4の意見書4ページ等にかかれております山砂運搬のダンプカーについて、江野澤委員、御発言をお願いいたします。

(江野澤委員) はい。前回、ダンプカーの走行についてお伺いいたしました。砂を採取して山から運搬する作業をしますが、現地を確認したところ、周辺には家やそうしたものは無いことを確認してまいりました。また、ダンプカーが走行する道路についても、非常に管理が行き届いており、散水するなど、事業者の気遣いが見えました。そして、国道が近くにあり、その国道を通過して運搬するということがありますので、砂塵を舞い上げて周辺住民に非常に迷惑をかける、ということは見当たらないように感じましたが、この点についてあらためてお伺いします。

(渡邊会長) はい、ありがとうございます。ただいまの江野澤委員の御発言について、大野委員からお考えをお願いいたします。

(大野委員) 私自身、ダンプカー協会の副会長であります。近年、我々の業界は、皆様方にダンプ公害というような言われ方をしております、やはり、ダンプカー協会としても改めなければいけない点が多々あったわけでありまして。

その中で、粉じんについて、各社は、搬出・出荷するときは洗浄ピットというものを通らないと公道に出ないような仕組みにしており、タイヤ等に砂が残って公道に出るようなことがないよう徹底しています。また、雨天の場合にも、各社は、人員を配置して道路清掃に取り組むといった対応をしております。

それから、私どもの協会が安全マナーについて非常に厳しく徹底しております。さらに、騒音の問題についても、現在、自動車メーカーの進歩は非常に著しく、低騒音型のもを開發していただいております。それから、窒素酸化物の減少にも取り組んでいただいておりますので、そういう点では昔と比べ、かなり改善されていると思います。

(渡邊会長) はい、ありがとうございました。ただいま、大野委員からダンプ業界のお話がありましたけれども、委員の方々から、他に御質問、御意見等はございませんでしょうか。事務局で補足事項があればお願いします。

(事務局) はい。砂利採取法を所管する県としては、粉じん防止のために、認可の際や年に数回行う立入検査の際、場外に出るところに、タイヤ洗浄ピットの設置や散水装置の設置などによりタイヤについての土砂を完全に落とすよう強く指導しているところでございます。先程、江野澤委員がおっしゃった周りに民家がないという話については、資料3の事業計画書の5ページに山砂採取のダンプカーの木更津港、袖ヶ浦港までの運搬経路が示され、下段に説明がありますが、採取場からすぐに国道127号に入り、一般生活道路といわれる県道とか市道は通行しないとされています。

(渡邊会長) はい、ありがとうございました。他に何か各委員の方々から、御意見、御質問ございますか。はい、川名委員。

(川名委員) はい。先程の大野委員の説明にもありましたように、ダンプというと昭和40年代くらいのイメージがずっとあるのではないかと、私はそんな気がしてなりません。そういうダンプの推移を見ていると大野委員が言われたように、最近では積荷や公道に出るところすべてがすごく良く管理されていますし、警察

も積荷の規制についてはたいへん厳しい取締りをしていますので、昔とは全然イメージが違ってきているわけです。ところが、やっぱりダンプ運搬という  
と、40年代のイメージがまだまだずっとそのまま残っているという、それがやはり、反対の皆さんからすると一番の懸念材料になるのかなと思います。私は地元ですから当時を知っておりますし、最近ではかなり改善されてきて、搬出者側、運搬側、ルールを守っていると理解しています。その辺について御理解がいただけると良いのかなと思っています。

(渡邊会長) はい。粉じんの浮遊問題ですけれども、大気観測はやられているのでしょうか。それについて事務局からよろしく願いいたします。

(事務局) はい。最近5年間の富津市内の大気環境調査データは、浮遊粒子状物質濃度、これは空气中に浮かんでいる細かい塵と考えていただければ良いかと思いますが、長期的評価では環境基準を達成していると報告されております。それから、窒素酸化物の話がありましたけれども、二酸化窒素につきましても、環境基準を達成していると、報告されております。

(渡邊会長) はい、ありがとうございました。他にございますか。はい、吉本委員。

(吉本委員) 地元の方もたくさん傍聴しておられますが、地元で心配している点は、ダンプカーの問題だけではなく、前回の土石審で申し上げましたが水の問題であります。これは環境アセスメントをきちっとやらなければわからないことです。資料にはありませんが、知事への要望書の署名集めをされる方々が地元を回られる際に、砂利の採取場跡地へ外部から残土や産業廃棄物が持ち込まれて捨てられるのではないかと盛んに言われているようで、地元の方もそのことを心配されています。前回御回答いただきましたが、砂利の採取場跡地へ外部から残土や産業廃棄物が持ち込まれるようなことはない、その点をもう一度確認させていただきたいと思います。

(渡邊会長) はい、事務局どうぞ。

(事務局) はい。昨年11月の現地視察において、国の担当者が御説明されたと思いますが、底地が国、林野庁であることから、国の指導のもと植林、緑化して森林に復元しますので、外部から残土や産業廃棄物が持ち込まれるおそれはありません。

また、民有地の場合でも、砂利採取跡地へ残土や産業廃棄物を持ち込むため

には、環境サイドの規制により許可を取得しなければならないということであり  
ます。

(渡邊会長) 吉本委員。

(吉本委員) はい。ここに書いてあります浅間山について、いつでも言われるのですが、  
浅間山の砂利採取跡地の地殻が8センチメートルも隆起して、地下水位が低下  
し、そして今後、山体浮上という現象が引き起こされ、周辺地域に地盤隆起や  
地下水位の低下などの修復不可能な被害が生ずるとということが書かれていま  
す。私は専門家ではございませんので、もし委員の先生方で、このことに対し  
て御回答が出来る方がいれば教えていただきたいと思います。

(渡邊会長) 山体浮上ですが、伊藤委員。

(伊藤委員) はい。こういう現象は割とよく知られたことです。例えば、皆さんが浮き輪  
の上に乗られて、水の上に浮いています。その後皆さんが、そこから出ますと  
浮き輪が元に戻るわけです。当然山の重みをとれた分だけ、多少は元に戻ろう  
という動きがあるはずですが、ただ、延々とそれが続くということではないこと。  
もう一つは、今、8センチメートルとおっしゃいましたけども、8センチメー  
トル持ち上がっているから周りとは大きな断層で接するというのではなく、  
イメージとしては、みなさんがソファの上に座られた後に立たれますと、全  
体が盛り上がっていくかと思えます。そういう感じで、ゆっくりと回復しよう、  
力のバランスを回復しようというような動きがあるということで御理解いた  
だければと思います。

(渡邊会長) はい、吉本委員。

(吉本委員) はい。今、伊藤委員のお話を伺えば、なるほど、大きな山の重しをとれると、  
それを元に戻そうとする力が働いて、多少隆起が起きたりするというのはある  
かもしれないとのことでした。浅間山がなくなりだいぶ経ちます。きちんと調  
査したわけではないので分かりませんが、修復不可能な被害が生ずるとい  
うような可能性についてはあるのでしょうかけれども、深刻な被害があったとは今の  
ところ聞いておりません。もし仮にこの鬼泪山の開発が進んだ後に周辺に大き  
な変化を起こすようなことが考えられるかという点について、何かございま  
すか。

(伊藤委員) お答えするのは非常に難しいですけれども、例えば今の状態でも、5キロメートルとか7キロメートル位の範囲で、最大で8センチメートル前後隆起しているということですから、そういう意味で、広がりと動きを見ると、非常にゆっくりとしたものだと思っていただければ良いと思います。しかし、どの程度地下の構造に影響を与えるかというのは、ちょっと分かりかねます。

(吉本委員) 伊藤委員、ありがとうございました。我々のように専門家でない者は、断定でいろいろ書いてあると、書いてあるものはそういうことになっているものだと思ってしまうものです。今、伊藤委員のお話を伺って、何となく納得できるような気がしました。ありがとうございました。

先程から突風が吹く、うんぬんという話がありましたし、いろいろなことが理由付けをしようと思えば、何だってできてしまう話でありますから、きちんと科学的な根拠に基づいて、しっかり計測が必要なもの、調査が必要なもの、そしてそれ以外のものに分けていかないといけない。したがって、この土石審で、いくつかの点が明らかになったという点では、私も、地元の一人として安心をいたしました。以上です。

(渡邊会長) はい、ありがとうございました。先程、8センチメートルの隆起というお話がありました。土木工学的に考えてみれば、浅間山のあったところが市街地という前提であれば、下水道勾配が逆転する場合もございます。先程、伊藤委員が言いましたように、極端に変わるものではありませんが、市街地という前提ですと、何か被害が起こる可能性もあるということです。

(吉本委員) 会長、その場合は、いわゆる、今話題になっている104林班を一気に採ればという話ですね。

(渡邊会長) そうですね。

(吉本委員) 50年かけて、ぼつぼつと採ったということであれば、当然、出てくる影響も違いますよね。

(渡邊会長) そうですね。今までの8センチメートルの隆起の変化を見ますと、そういうことはいえますね。

(吉本委員) はい、ありがとうございます。

(渡邊会長) 他にございますか。それでは、まだ先に項目がございますので、先に進めたいと思います。それでは、前回の審議会でも環境アセスメントはしっかりやらなければならないという御意見がありましたので、環境アセスメントについて、少し審議することにいたします。まず、環境アセスメントとはどういうものかをここで確認をしておきたいと思います。私から事務局に依頼してありますので、事務局から環境アセスメント制度の説明を求めます。はい、事務局。

(事務局) お手元の資料6をご覧ください。これは、県のホームページから抜粋し、見やすくしたものです。環境影響評価は、一般的には環境アセスメントあるいは環境アセスとか言われております。この環境影響評価は、環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例で、対象事業、対象規模が定められており、大規模な開発事業など、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する場合、その事業を実施する事業者が行うこととされております。ちなみに、砂利採取場につきましては、一定面積以上のものが、千葉県環境影響評価条例の対象となっております。事業者は、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について、事前に、調査、予測、評価をするとともに、環境保全措置の検討を行うこととされています。そして、その際には、住民や行政機関などの意見を取り入れつつ、環境影響評価を実施することとなります。そして、環境影響評価の結果を、事業計画に反映させて、事業実施の際には、事業者が環境の保全への適正な配慮を行うこととなります。このような仕組みを環境影響評価といいます。

(渡邊会長) はい、ありがとうございます。今、環境アセスメントの概略を説明していただきました。杉田委員は、環境アセスメントも専門と聞いておりますので、何かコメントいただければと思います。

(杉田委員) 事務局の環境アセスメントの概要説明を補足しますと、最初の環境影響評価項目、手法の選定ということで、方法書というものが作られます。それが公告されてから1ヶ月ほど縦覧の期間がありまして、委員会には住民の方は入っていらっしゃいませんけれども、住民の方が意見を言えるような手続きになっています。その後も準備書というものがあつて、環境影響評価の結果についても縦覧期間が1ヶ月ほどあつたと思います。

住民の方の意見というのを事業者の方は良く聞いていただきたいと思います。そして、もしアセスメントをするのであれば、先程、事務局に説明していただきましたように、まだ、足りない降水量や揚水量のデータもありますし、他にも足りないデータもたくさんあるようですので、しっかりと準備していただき

たいと思っています。

(渡邊会長) はい、ありがとうございます。では、ただいま杉田委員から御説明がございましたけれども、環境アセスメントについて、御質問、御意見等がございましたらお願いします。はい、吉本委員。

(吉本委員) 今、杉田委員がおっしゃったとおりだと私も思っております。何度も申し上げましたけれども、事業を行うということはいろいろと環境に対する負荷が大きい、それに対してやはり我々も懸念を持っておりますし、環境アセスメントをしっかりとやって、その結果、この計画が妥当か、あるいは縮小か、あるいは許可できないかというようなことを、あらためてしっかりと考えるべきだろうと思っておりますし、そういった意味では、環境アセスメントをやる前にただやみくもに事業について反対と言うことではなく、やはり調査結果をしっかりと精査していただきたいと思っております。以上です。

(渡邊会長) はい。他に御意見とかございますか。

(山田委員) ひとつ教えていただきたいと思えます。環境アセスメントは、事業者が実施するということになっていますが、実際にはその事業者は調査するような能力はないと思えます。実際には、誰が実施することになるのでしょうか。

(渡邊会長) はい、事務局。

(事務局) 実施者は、開発事業を行う事業者になりますが、実態は、その事業者自ら出来るわけではありませんので、専門調査会社に委託するような形になります。

(渡邊会長) よろしいでしょうか。はい、竹内委員。

(竹内委員) 今の関連ですけれども、環境影響調査は事業者が委託をした専門の業者、専門の機関で実施されるということですが、その規模等について事業者側の意向に沿った調査になるのではないかと懸念されます。期間、規模、そして費用等が充分でなければ、事業者が依頼した範疇での環境アセスメントになってしまい、必ずしも実態に沿っていない結果になる可能性があります。その辺はどうでしょうか。

(渡邊会長) 事務局から回答よろしいでしょうか。



(事務局) 資料6に書いてあるように、縦覧期間があり、県民からの意見が取り込まれる仕組みになっております。また、行政からの事業者への指示等もあります。

いろいろなケースがありますが、期間は3年から数年かかり、金額についてはきちんと承知しておりませんが、数千万円くらいはかかると聞いております。

(渡邊会長) よろしいですか。

(竹内委員) はい、結構です。ただし、事業者における環境アセス費用の捻出方法を明らかにすることは大事だと思います。

(渡邊会長) 他に環境アセスメントに関して、御意見、御質問等がございますか。それでは、次の議題に進みたいと思います。

次は砂利資源の需要でございます。砂利資源の需要については、配付資料3の開発事業計画概要書の9ページに、山砂資源の確保は容易なものではないとあります。また、配付資料4の意見書の4ページには、コンクリート骨材のリサイクルが始まっているとあります。前回の審議会で、リサイクルコンクリートの需要等について、信田委員から御質問がございました。信田委員からもう一度御発言をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(信田委員) はい。リサイクルの時代でありますので、リサイクル骨材が現実として利用できればそれに越したことはない、私も思っております。しかし、聞くところによると、なかなかリサイクルが進まないということでもあります。資料4、4ページ見解4の中に、建造物にコンクリートが使用されていると思うが、その骨材はリサイクルが始まっているとあります。これについて現在、県では、リサイクル骨材の需要であるとか、リサイクル骨材の評価というものを、どう把握しているのかという質問でございます。

(渡邊会長) はい、ありがとうございます。それでは、事務局から申し上げます。

(事務局) はい。まず、リサイクルコンクリートの需要ですが、コンクリート構造物につきまして、ほとんどリサイクルコンクリートは利用されていないこと、次に、リサイクル骨材の評価は、コストが高いこと、需要が少ないこと、そして、品質の向上が求められている、このように言われております。

それから、リサイクルコンクリートの今後についてですが、今後は、再生骨材の利用拡大を進めていく必要がある、と聞いております。

(渡邊会長) 信田委員。

(信田委員) はい。再生骨材を進めようということですが、今、なかなか需要もないですし、建造物についても構造上いろいろ問題があるということであろうかと思えます。リサイクルが進むということは良いことではありますが、それに代わるものがなかなか出てこないということでありまして、現状は、今の回答のとおりであると私も理解しているところであります。

(渡邊会長) はい。私からリサイクルの現状を土木的な立場から申し上げたいと思います。再生骨材を用いたコンクリートがなぜ使われていないのかと言いますと、数十年前までの河川砂利を採取できた頃の河川砂利を使ったコンクリート構造物がそろそろ寿命で、今はそれを解体している時期にあたります。解体したコンクリートの砂利の表面にはセメントが付着しているため、アルカリ骨材反応、あるいは不純物が混入するといった問題があり、また、表面に付着したセメントをいかにして落とすかという非常に大きな問題もあるためです。

解体したコンクリートの塊は、廃棄物の中では、再利用の割合は非常に高くなっています。再利用率は、90パーセントあるいは100に近いような数値です。ただし、それが構造物を作る骨材に使われているかということ、先程事務局の話にもありましたように、道路の路盤材料、埋戻し材、裏込め材とか、そういったものにしか使われておらず、実際に骨材として使われているのは、ごくわずかです。その理由は、先程、事務局の話にもありましたようにコストがかかることです。

一定の品質が求められるコンクリート骨材に使われていないということは、真の意味での資源循環とは違うわけです。一方、この104・105林班というのは、今までいろいろな委員の方々からお話があったように、非常に良い砂が採れるということです。聞くところによりますと、洗わなくても良い砂が採れるそうです。骨材には、粗骨材と細骨材がありますが、104・105林班ではどちらの方が多いか定かではございません。

今まで細骨材には、海砂、山砂、砕いた砂の砕砂の3つの種類が使われていて、それぞれに一長一短がございます。海砂ですと、塩分が邪魔をします。山砂では泥分や有機質が入って邪魔をすることがあります。それから、砕砂は角張っていて、これもアルカリ骨材反応とかが邪魔をする。

粗骨材について、最近では、鋳炉スラグ、碎石、あるいは人工軽量骨材などいろいろなものが使われています。また、再生したコンクリートもJIS化され、例えばレディーミクストコンクリート用骨材H、M、Lという等級ごとにJIS

の認証を受けた工場で一定品質のものが製造され、いろいろと使われているというのが現状です。

先程の話では、再生材は骨材としては微々たる量しか使われていないということでしたが、我が国の資源は限られているため、これから解体事業が盛んになると、解体したコンクリート塊を有効に使わなくてはならないと、各社、いろいろな方法で、研究開発をしています。再生材を洗う方法についても、もみ洗いという、ただ洗うだけでなく表面をきれいにする方法も開発されてきています。以上が再利用の技術の現状でございますが、骨材の再利用等について、何か質問がございますか。

次に資料7にデータがございます。砂利資源の状況について事務局で準備していただきましたので、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。お手元の資料7をご覧ください。まず、図1に千葉県における砂利採取量の推移を示してあります。昭和48年度の4,245万立方メートルがピークで、その後一時減少しましたが、バブル経済期に向かって再び増加し、平成元年に2,580万立方メートルのピークを迎えました。その後は、増減しながらも減少傾向、平成9年度以降は多少の増減はあるものの横ばいの状況でした。その後、羽田空港の再拡張工事が始まりまして平成19年度以降につきましてはやや増加しまして、平成20年度は約1,800万立方メートルでした。

資料を1枚めくっていただきまして、2ページの図3をご覧ください。県の認可を受けている採取場数と事業者数の推移を示してあります。平成8年度以降、採取場数、事業者数とも減少傾向にありましたが、平成16年度以降は横ばい状況にあり、最近では、砂利採取場の数は120前後で推移しております。残りのグラフにつきましては地域別の割合などが示してありますので、お時間がございますときに御高覧いただければと思います。

(渡邊会長) はい、ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問ございませんでしょうか。いかがでしょうか。はい。三枝委員。

(三枝委員) 私どもは砂利を採取する業を行っておる者でございますが、年々、採取場、業者も少なくなっております。なぜかと言いますと、採取する砂とか砂利の枯渇が原因しているものと思われまます。今後、採取を続けていくのには、採取場の確保、資源の確保というものが最大の条件、テーマになるのではないかと考えております。ですから、今この土石審で審議をしていることについて、是非とも地元の皆様、また審議委員の皆様の御理解をお願いいたします。採取を

する業を営んでおる者の立場からの意見、お願いでございます。以上でございます。

(渡邊会長) はい。先程の事務局の説明並びに三枝委員の話について、どなたか御意見等はございますか。はい、佐々木委員。

(佐々木委員) 今、砂の業者の話が出ましたので、石についても述べさせていただきます。千葉県には南房総に少し石があるだけで、良い石はありません。その代わり、全国で一番持っている資源という砂になります。今までは九州の一部や瀬戸内海で海砂を採取していましたが、今は全部採取禁止です。また、一時、中国からかなり輸入され、生コン業者が千葉県の砂と混ぜて使ったのですが、今は中国は自国の需要に応えるのに精一杯で、砂を一切輸出しなくなりました。千葉県の砂というのは最高の砂ですので、とにかく大事にしてこれを利用すれば、千葉県の利益にもなるし、地元の皆さんの利益にもなると思います。土石審でよく審議していただいて、採取できるようによろしく願いしたいと思います。私どもの採取している岩石は軟岩で、海の埋立てにしか使えません。石の比重は他の県ですとだいたい2.5以上ありコンクリート骨材に使用できますが、千葉県のは2.1ぐらいがやっつとで骨材としてほとんど使用できません。ただ砂だけは、他の県に負けない、それこそ日本一の埋蔵量です。どうかよろしく御審議のほどお願いいたします。

(渡邊会長) 他に、どなたか御意見はございませんでしょうか。はい、豊川委員。

(豊川委員) 供給の話は、過去のデータ等から見て理解できます。前回、公共事業の話も出ていましたけど、県で、県レベルあるいは国レベルの今後の需要見通しのようなものをお持ちでしょうか。

(渡邊会長) はい、それでは事務局。

(事務局) はい。将来、何十年先の需要見通しのデータはございません。業界団体である社団法人日本砂利協会によると、需要として平成2年に年間4.1億トンあったものが、毎年減り続けて、平成16年には2億トンに半減し、平成20年には1.6億トン、全盛期の60パーセント減となっているということでありまして。今後の砂利、砂の需要の見通しはどうかということ、予測は非常に難しいということです。

どこにどれだけ砂利資源があるのかというデータにつきましては、砂利採取

法を所管している国，経済産業省の担当者や砂利資源を研究しているつくばの国の研究者にお話しする機会がありお伺いしたところ，賦存状況という統計データはなくわからないとの回答をいただいております。

(渡邊会長) はい，よろしいでしょうか。他に御意見，御質問はございましょうか。  
はい，竹内委員。

(竹内委員) 資料7について一般的なことを申し上げたいと思います。全国の砂利採取量は千葉県が第1位で16.6パーセント，16.5パーセントの2位の北海道より0.1パーセント高いですが，特徴的なのは千葉県は94.3パーセントが山砂であり，他の県と比べて突出しているということです。ほぼ全てが山砂ということですが，他の河砂，陸砂，海砂に方向転換したりすることで産業が維持できる可能性はないのでしょうか。

(渡邊会長) はい，佐々木委員。

(佐々木委員) それはないと思います。例えば北海道は，山砂ではなくて丘みたいところで陸砂を採っています。ほとんどが日高とか釧路の湿原近くを採取しており，環境問題でどんどん採れなくなっているのが事実です。おそらく全国で千葉県しかないと思います。

(渡邊会長) はい，竹内委員。

(竹内委員) ありがとうございます。そうすると山以外はないということになりますけど，だからこそ山は，最終的には，採り続けるとなくなってしまいうわけで，非常に大事に考えていかなければならないと思います。今，千葉県には山砂しか選択肢がないとおっしゃるわけですがけれども，やはりこの山砂というものの本質というか採ること自体を，しかも国有林から採るということをどう位置付けていくかという議論に入らなければならないと思います。千葉県には他の海砂，陸砂が全くないと言われて，では山砂を採りましょうということにはならないのではないかと思います。

(渡邊会長) はい，川名委員。

(川名委員) 今，竹内委員から砂についていろいろと意見が出ましたが，砂は，昔，最初は河川で採っていました。私の出身は富士川でして，富士川で河砂を採ってい

たのですけれども、上流から洗掘されてきて富士川の鉄橋が落ちそうになってしまった。河砂は一番良い砂ですが洗掘の問題がありますし、海砂は先程説明がありましたように、塩分が含まれていて構造物に与える影響が大きいということで難しくなっている。だから今は、山砂が主流になってきているわけです。だからといって、何でも採っていいのではなくて、きちんと決められた国有林という場所で、しかも環境影響評価をきちんと行った上で、可能であれば地元の産業の育成のためにもどうなんだろうかということです。問題をクリアしなければ採れない話ですし、やみくもに賛成とか反対とか言っているのではなく、きちっとした手続きにのっとり、議論をして、そして結論を出していただきたい。これが審議会を開いた意味だと思っております。その辺、御理解いただければと思っています。

(渡邊会長) よろしいでしょうか。はい、大野委員。

(大野委員) 今、竹内委員の御質問の中で、やはり山砂しかないのですかというようなお話がございました。古くから皆様方、先程、佐々木委員、三枝委員からもお話しいただきましたけれども、特にこの千葉県、富津・君津・木更津・袖ヶ浦地域では、本当に有力な地場産業でありまして、地元の産業としてずっと積み重ねてきた中で、この産業に従事している方の数は非常に多くございます。

我々業界も、毎年、交通安全のパトロールを、4月、5月を除いた年間10か月、月2〜3回やっております。また、8月にはマザー牧場に家族を集めて安全推進運動をやっておりますが、多いときはご家族含めて1,000人以上の方々が参加しております。それを考えますと、先程、川名委員もおっしゃったように地元の産業として成り立っている部分があるわけでありまして。ですから、砂利採取で生計を立てている県民、市民もいらっしゃるということをよく御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(渡邊会長) 他に御意見ございませんでしょうか。これまで委員の皆様方にいろいろな御意見や御質問をいただきました。一応予定していた項目につきましては一通り終わりましたが、予定項目以外や総論的なことで御意見、御質問ございましたら是非ここで述べていただきたいと思っております。いかがでしょうか。はい、吉本委員。

(吉本委員) 前回の土石審で、この計画がもし認可されて事業が進んだ場合、50年かけて山砂を採り続けると、全部採りつくすまでの50年間は植林されず裸地のままの状態、砂利採取終了後に植樹して森林に育つまでには100年かかってしま

うという竹内委員の御発言がございました。そのとき、山田委員から、土砂採取が終了したところに植林しながら他のところで土砂を採取するように順番に採取して行くのだから、全て砂利を採り終わった後に木を植えるということではないと思いますとの御意見をいただいたかと思えます。

私も勉強させていただきましたが、浅間山の跡地は採りっ放しにしているのではなくて、跡地を開発する予定でこれから事業が出来るようにしているから植林していないということで御理解いただいていると思えます。

私は専門家でないのでよく分かりませんが、この鬼泊山の計画については、もし認可された場合、一度に全部崩すのではなく、開発区域を4ヘクタールぐらいつつ、順次採取し、採り終わった所から法面形成をし、緑化をしながら、また次に進めていく。そして、50年後の終わるときに、最後の区域を緑化して完成させるというように聞いております。全部採り終わってから木を植える、ということではないとのことでしたので、あらためて意見として述べさせていただきます。山田委員、見解があれば補足してください。

(渡邊会長) 山田委員。

(山田委員) 基本的には、今、吉本委員がおっしゃったとおりです。ちょっと補足させていただきますと、資料3の6ページの平面図と7ページの縦横断面図になりますが、実際このような地形になっており、それを削って法面を作りながらやっいていこうというわけですけれども、あまり小面積ずつを切り、そこを植林し、そしてまた次の面を切っていくということは技術的にも、経済的にもなかなか難しいと思えます。一つには表土、持ち出した表土を置いておく場所、そして搬出路、それから土砂あるいは中の水が外に出ないようにする沈砂浸透池を設けなければならないことになっており、6ページの図では水色のところの3箇所が浸透池で、この浸透池を少しずつ移動させながらやっいていけば、途中である程度緑化することも出来るかと思えます。この計画ですと緑化面積が結構ありますので、もし採るということになれば考える必要があると思えます。

(渡邊会長) ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。各項目の議題は一通り終わりました。総論的な御質問、これまでの中で言い残した部分があればどうぞ。では、竹内委員。

(竹内委員) 言い残したというよりは、総論的なことであります。先程の三枝委員、佐々木委員の御発言、たいへん深く受け止めています。業界全体として、砂利採取に関しては山砂しかないという中で、千葉県は長い歴史を持ってここまできま

した。そこで、今考えなければいけないのは、千葉県は森林が少なく、しかも山もたいへん少なく、採ってしまったら最終的には山砂は枯渇してしまいます。業界としては、枯渇についてはどのようにお考えなのでしょうか。

(佐々木委員) 砂ですけど、実は砕砂といって石を細かく砕いて水で洗ったものを、天然砂の代わりとして、関西や四国、九州あたりでは作っています。実際、砕砂を単品で売るとするとコスト的に高くなるので、天然の砂を一部混ぜているわけです。最終的に砂が無くなれば、岩石を細かくした砕砂を作ることになるかと思えます。ただ、今は一番安く強度があって手っ取り早いものは、やはり天然砂になります。私どもも茨城などで民地の砂利、砂を今実際採っていますが、品質も非常に良い砂ですけれども、限られていてもう採るところがないのです。採算的には合いません。だから、これからは砂に代わるものが出来てくると思いますが、その間は千葉県の砂しかないと思えます。

(竹内委員) コスト的とか、採算性が合わないということは業界の御意見として分かります。しかし、だからこそ見つめ直さなければいけないと思えます。他の県では山砂以外の河砂、海砂が産業としてあって、それを使っているわけです。

千葉県には山しかないとの話ですが、工夫して研究して他に代わるものを考えないといけないと思えます。

ただ、今は代わりが見当たらないから山砂なんですというのであれば、山は全部採ってしまえば最終的にはなくなってしまいます。代替をしながら産業を考えていきましょうということであれば、検討すべきと思えます。

しかし、このままいきますと千葉県には山は無くなってしまいますし、50年という単位で見ればまだあるのかもしれませんが、やはり、我々、現代に生きる者が真剣に環境に対して後世に責任ある行動を負っていかねばなりません。そうしなければ、いつまで経っても千葉県は山しかないんですという議論になってしまうと思えます。

(渡邊会長) 信田委員。

(信田委員) 千葉県の全国的の地理的状況もあると思えますし、山砂はどこでも採れるというわけではないのです。採取する側からしてみれば、貴重な市宿層がある、貴重な土砂だけに有効活用しようということが一番思っているわけです。山が無くなると言いますが、山をまるごと削るということではなく、貴重な砂だけに長年に渡って計画的に大事に使っていかうというのが事業の内容だと思います。河砂というのは御説明ありましたとおり規制が厳しくどこでも採れる



というわけではないですし、海砂も塩分の処理というたいへんな問題があるわけですが。それだけに、逆に全国どこでも山砂が採れるというわけではありません。

公共事業については、特に学校の建て替え、館山道の4車線化や住宅など、これからまだまだ議論の余地があります。

それから、先程からリサイクル材の話が出たとおり、有効なものが今のところ無いわけです。

コンクリートの骨材としては最高のものである、それだけに計画的に事業的にこの貴重な砂を利用していこうということが私は一番の課題だと思っています。

ですから、乱開発的に山砂を全部採ってなくしてしまうということではないと理解しています。貴重なだけに環境調査を含めて議論、協議を重ねた上で有効活用の活路を見出していこうということが重要だというように理解しております。以上です。

(渡邊会長) はい、川名委員。

(川名委員) 総括の意見ということで申し上げますと、これは地場産業であり、富津も、君津も、これで生活している方が多いんです、生活権です。皆さんはダンプ屋さんという、たいそう派手な顔をしているから、えらく稼いで肩で風を切っていると思うんでしょうが、現実に100万円ぐらい月稼ぐと、月賦代を払って、それから燃料費を払って、維持費を払って残るのは20~30万です。それで一家を支えなければならないんです。都会ではどんな種類の仕事でもありますが、我々の所は仕事が限られ雇用の場がありません。そういう地域なのです。だからといって、すぐに賛成してくださいということではないんです。法律に基づき、きちっと手順を進めて、そして、可能ならば御理解をくださいと言っているわけです。我々の先祖から与えられた、いわば地域の権利です。ところが、地元に住まない人達によって、私たちのところの権利が奪われてしまう。そういうところも、本当に理解していただきたいなと思います。これが私の総合的な考え方です。

(渡邊会長) はい、竹内委員。

(竹内委員) 千葉県のごみ処理業や土砂業界の皆さんの商売をなくしてしまおうとは思っていません。今までも、一生懸命、千葉県の発展のために寄与されていますし、これからもまた産業を維持しながらやっていただきたい。これが変わらない共

通の認識です。それから、川名委員は地元に住んでいない地域の方に言われてもとおっしゃりますが、これは千葉県全体のことなんです。千葉県民の財産でありますし、やはり、地場産業を守りながら千葉県の発展に寄与する方向性を共通に見出しましょうというのが我々の目標でございます。今までの地場産業も本当に頑張っていた、かつ、これからも頑張っていたきたい。

また、千葉県の公共物に使われるコンクリート全てに千葉県の砂を使わなければいけないのかという議論もあると思います。山砂でなく、河砂、海砂の可能性はないのですか。

(川名委員) 河砂、海砂は、ないんですよ。

(竹内委員) 他の都道府県からのものがあるのではないのでしょうか。日本国中、山砂しか使えないのですか。

(信田委員) 中国からも来ない。輸入規制があつてだめである。

(竹内委員) 他の地域からも中国からも来ない、輸入規制があり、もうどこからも入らないという意見は真剣に別の機会を通じて検証しないといけないと思います。

(渡邊会長) いろいろ議論していただいております。天然の山砂はあるにはありますが、この先、日本には資源がない。それでは、他の方からの資源を活用しようということでもう既に研究開発されているものに、いわゆる鉄鋼スラグがあります。限られた資源を有効に使うのであれば、山砂という天然のものだけではなくて、そういったところにも目を向けていただきたいと思います。

(渡邊会長) はい、吉本委員。

(吉本委員) 何度も申し上げてきましたし、総括ということで、また地元でもありますし、話をさせていただきたいと思います。先程から議論が出ているように、生きている限り環境、これを考えない者はいません。そして、自分たちの住む環境についてなるべく多くの緑を残し、自然が豊かであることが望ましいということも事実であります。しかしながら、ここで議論されているように私達の地域にとっては、この山砂採取というのはたいへん裾野の広い地場産業であることも事実であり、この山砂を採って生計を立てている人も沢山いることも考えていかなければなりません。ただ、何度も言うように入り口で蓋をするのではなくて、やはり地元で一番懸念されているのが水の問題であるように、そういった

ものについてしっかりと環境アセスメントをやっていただいて、きちっと判断すべきだろうと思っています。

そういうことでさまざまな沢山の意見がありますけれども、少なくとも今の時点ではここで出た意見を配慮し、知事に建議をしていただいて、そしてその中で、今後環境アセスメントの結果を見て判断していきたい。水の問題は大事であるということを最後に申し述べさせていただいて、私の意見とさせていただきます。

(渡邊会長) 他に委員の方からありませんか。最後の最後ということで、よろしいですか。これまでいろいろと議論伯仲ということで審議していただきましたけれど、とにかく104・105林班で採られる山砂は非常にいい材料であることは周知のことです。しかし山を削って元の現状にはならないということで、いわゆる自然環境、今までバランスが取れたものが崩れるわけですから、それに見合うような環境保全とか景観とかそういうものをしていかなければならないことが一つの大きな問題だと思います。特に我々の代でなく、孫、ひ孫の代まで持続可能な社会を築いていくためには、早急に、採る採らないということではなく、もっと議論する余地があると思います。先程申し上げましたように、砂利採取が水道水源である地下水や湧水に及ぼす影響についてもいろいろな御意見がございまして。森林がもつ水源への涵養機能など、多面的な機能もいろいろとお話が出ました。また産業廃棄物や泥水の影響などの環境についても御意見をいただきました。環境アセスメントや砂利資源の需要、状況についてもお話が出ました。非常にさまざまな項目について御審議いただきました。各委員の方々がそれぞれの立場でさまざまな御意見を出されました。各委員の出された意見はごもっともだと思いました。この後、意見を整理してみたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、今まで4回開催いたしました審議会で、皆様からいただいた御意見を会長として取りまとめて、知事に報告したいと思いますのでよろしく御協力とご了解の程お願いします。

限られた時間の中での審議会ですので、発言できなかった御意見、あるいは気が付いた御意見等につきましては、後ほど事務局から委員の皆様方に確認させることとしますので、その際はよろしくお願いします。本日の議事は以上でございますけど、そのほかに事務局から何かございますか。

(事務局) 特に、ございません。

(渡邊会長) それでは、以上で議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

(司 会) 貴重な御意見をありがとうございました。本日の千葉県土石採取対策審議会  
を閉会します。どうもありがとうございました。

平成22年6月30日

議事録署名人 川 名 寛 章 印

議事録署名人 三 枝 巖 印